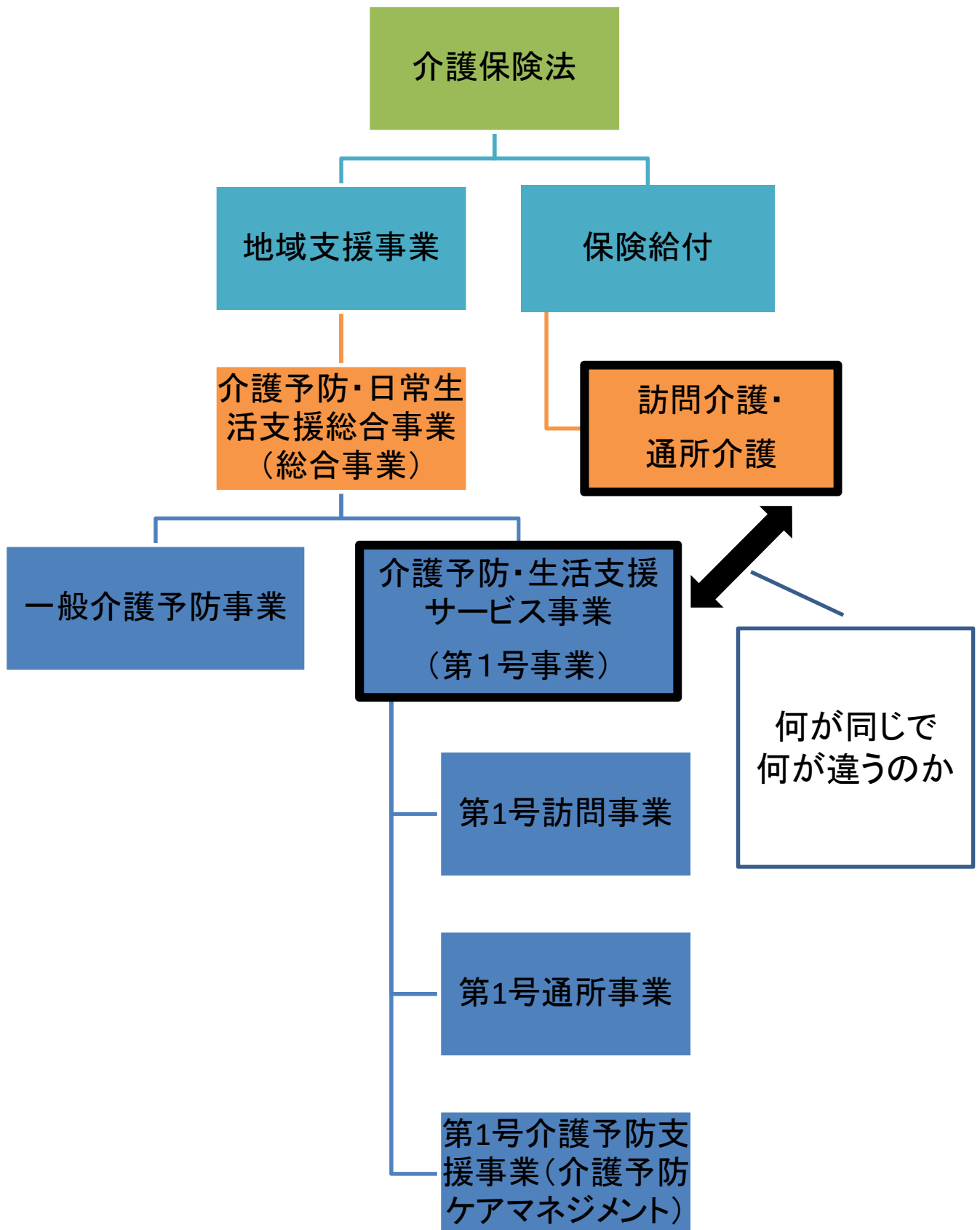


## 介護予防・日常生活支援総合事業について

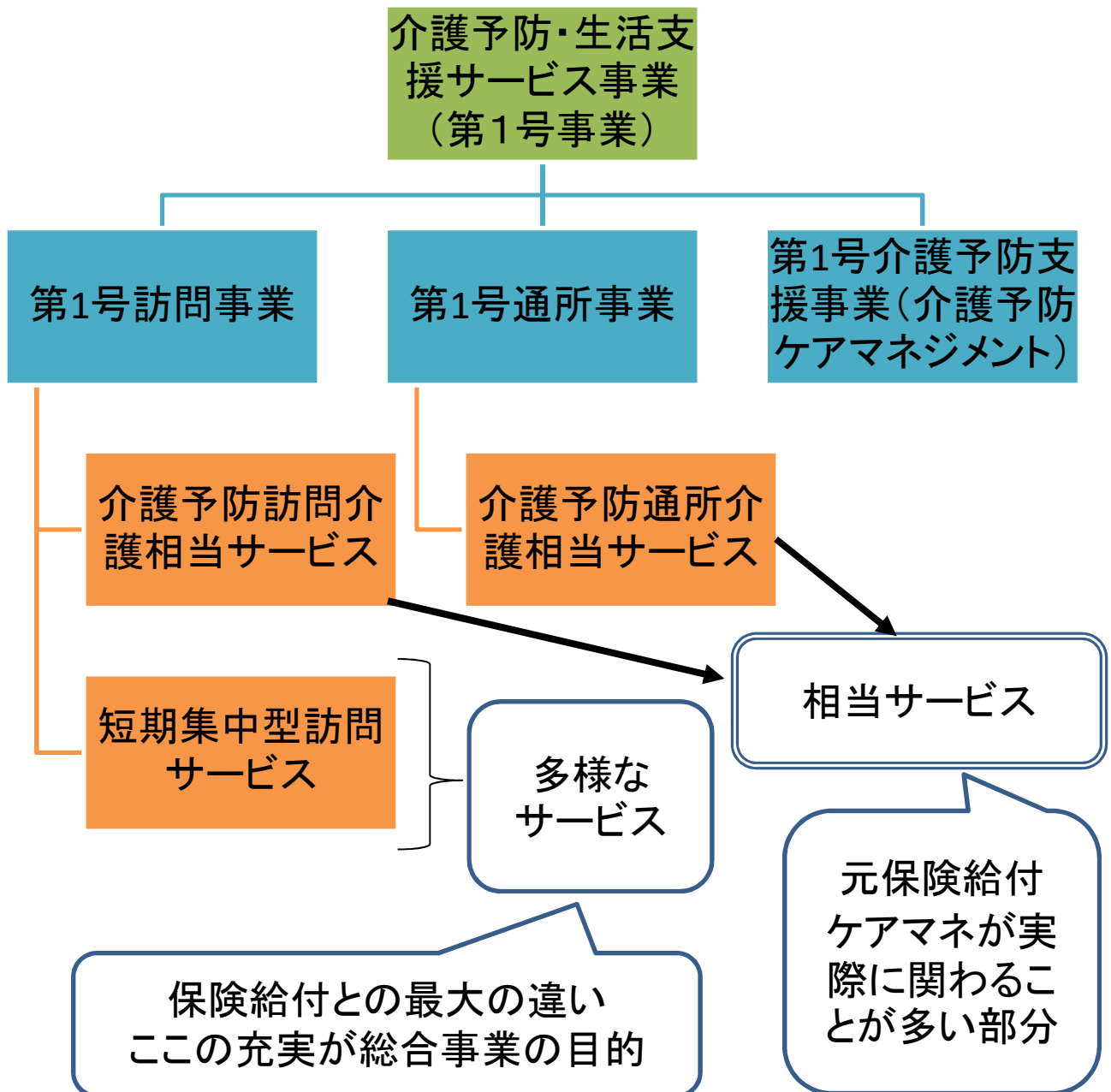


横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課給付係

# 介護保険上での位置づけについて



# 横須賀市における第1号事業の内容



# 相当サービスについて

- ・給付サービスであった介護予防訪問（通所）介護が、総合事業開始に伴い地域支援事業に移行したもの
- ・運営基準やサービスの考え方は給付サービスのものをそのまま引き継いだ。

## ＜保険給付と相当サービスの制度の差異＞

|           | 内容                                                                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| =<br>(同じ) | 事業所指定による実施<br>国保連を通した支払手続き<br>提供する事業所<br>基本的考え方（自立支援）                         |
| ≠<br>(違う) | 対象（事業対象者が追加）<br>人員等基準・費用基準・サービスコード<br>（国の案を元に市が制定）<br>介護保険法上の位置づけ<br>（給付か事業か） |

給付サービスとは「別物」というよりも「同じもの」としたほうが理解しやすい。あくまで介護保険のサービスであり、自立支援が目的であることは給付サービスと変わらない。

# 請求事務において 相当サービスが給付サービスと異なる点

## <基本報酬>

### 共通

- 一定回数以上の利用は包括報酬（月額報酬）となる
- 提供時間によって単位が変わらない
- 日割り事由に該当し、かつ包括報酬になる場合にのみ日割り計算を行う

### 訪問

- 週に何回利用するかで基本単位が変わる
- 身体介護と生活援助で単位が変わらない
- 通院等乗降介助の区分がない

### 通所

- 事業所の規模で単位が変わらない
- 介護認定によって単位が変わる（事業対象者は選択できる）

# 請求事務において 相当サービスが給付サービスと異なる点

## <加算・減算>

### 共通

- 加算・減算の単位は「月」あたり

### 訪問

- <相当サービスにない加算>  
特定事業所加算、緊急時訪問介護加算、認知症専門ケア加算
- 2人、早朝・夜間、深夜の訪問介護による加算はない

### 通所

- <相当サービスにない加算>  
生活相談員配置加算、入浴介助加算、ADL維持等加算、中重度ケア体制加算、個別機能訓練加算、認知症加算、感染症災害3%加算、延長加算
- <相当サービスだけにある加算>  
生活機能向上グループ活動加算、一体的サービス提供加算

## 請求事務において 相当サービスが給付サービスと異なる点

### <指定・地域単価>

#### 指定について

- 自治体毎の指定であるため、市外の利用者を受け入れるには、事業所は他市でも指定を受ける必要がある

#### 地域単価

- 事業所の所在地の地域単価ではなく、利用者の保険者の地域単価となる（市内の利用者と市外の利用者では地域単価が異なる可能性がある）

### <給付でないことによる違い>

第三者行為求償の対象ではない

給付制限の対象ではない

## 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

|          | 介護予防支援                                    | 介護予防ケアマネジメント |
|----------|-------------------------------------------|--------------|
| 実施主体     | 地域包括支援センター・ <b>介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所</b> | 地域包括支援センター   |
| 支払方法     | 国保連を通して                                   |              |
| 対象       | 事業対象者、要支援1・2                              |              |
| 実施手順及び基準 | 同じ                                        |              |
| 単位       | 同じ                                        |              |
| 実施方式     | 指定                                        | 委託           |
| 法上の位置づけ  | 保険給付                                      | 第1号事業        |
| 支払い費目    | 給付費                                       | 事業費          |
| 対象サービス   | 予防給付サービス<br>＋<br>第1号事業                    | 第1号事業のみ      |
| サービスコード  | 46                                        | AF           |

予防給付を利用する ⇒「介護予防支援」  
 予防給付を利用しない⇒「介護予防ケアマネジメント」

## 介護予防訪問（通所）介護相当サービス においてよくある質問

Q 要支援1の利用者が週2回の通所型相当サービスを希望した場合は、週2回利用できるのか。

- 通所型相当サービスでは、要支援1の利用者は週1回程度の区分ですが、希望のみならず利用者の状況等を踏まえた適切なアセスメントを行ったうえで、一時的に利用者の自立支援のために必要なサービス利用回数とケアプランに位置付けられるのであれば、利用も可能です。その際は、月5回以上の場合となるため、**1,798**単位/月の請求となります。ただし、長期間、要支援1の利用者が週2回程度のサービス利用回数となるときは、ケアプランを再度見直し、区分変更申請を含めた総合的な検討をしてください。

Q 転居等により月の途中でサービス提供事業所が変わった場合、算定方法はどうか。

- それぞれの事業所で回数に応じた料金となります。ただし、一事業所の利用が一定の回数を超えて包括単位の請求額になった場合には、包括単位に該当した事業所は、日割り計算を適用することになります。

## 介護予防訪問（通所）介護相当サービスの注意点

### 総合事業のみ提供している事業所

- 令和7年6月時点で、本市には介護予防通所介護相当サービスのみを提供している、つまり要介護認定者を受け入れていない事業所が1事業所あります。その事業所を利用する場合、要介護となると利用できなくなるため、事業所の性質について事前に丁寧に説明してください。
- 介護予防通所介護相当サービスのみ提供している事業所  
フィジカルトレーニングセンター悠（衣笠町）

### 市外事業所の利用

- 介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、各自治体毎の指定となっているため、市外の事業所は利用できないことがあります。市外事業所の利用の際は指定の有無に注意して下さい。

### 住所地特例者

- 住所地特例者の場合は、居住地の介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用することになります。そのため、利用する事業所が居住地の自治体の指定を受けていれば問題ありません。